

平成 18 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ
代 表 者 代表取締役社長 菊川 暁
(コード番号 4777 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先 管理本部長 藤田 公司
(TEL 03-5778-0321 (代表))

当社従業員の行政処分に関する追加処分について

当社従業員 3 名が証券取引法違反で課徴金納付命令を受けたことにつきまして、当社で追加処分を行うことを決定いたしました。

記

当社では、未然防止策の導入や社員教育により、インサイダー取引未然防止に取り組んでまいりましたが、今回、当該従業員が会社の定めによらず、無届で自社株式を購入し、インサイダー取引を行ったとして証券取引法違反となりました。

これにともない、当社では平成 18 年 1 月 13 日付の「証券取引等監視委員会による当社従業員への行政処分の勧告について」において、当該従業員 3 名のインサイダー取引に対して、けん責及び減給処分とすることとし、代表取締役社長の報酬一部返上、管理本部長の給与の一部返上の実施を発表しております。

1. 追加処分

今回、従業員 3 名に対し行政処分である課徴金納付命令が決定されたことにもない、従業員 3 名の行為は、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の方々に多大なご迷惑をおかけし、また、当社の信用・名誉を著しく損なうこととなりました。

当社では、当該行政処分の重大さや関係者の方々への影響を重視し、追加処分について検討いたしました結果、下記のとおり追加処分を行うことを決定いたしました。

- (1) 正社員 2 名
降格及び減給（減給 6 ヶ月間並びに賞与支給停止）
- (2) 契約社員 1 名
降給

今回の追加処分にもない、代表取締役社長が報酬の一部 3 ヶ月、管理本部長が給与の一部 3 ヶ月を追加返上することといたしました。

2. 既に実施した処分

当社は、社内調査の結果、平成 17 年 7 月において、当該従業員 3 名に対し、会社の定める手続きによらず自社株式の購入をしたこと及び当該取引がインサイダー取引の疑いがあるとして、以下の社内処分を行っております。

- (1) 正社員 2 名
減給（減給 6 ヶ月間並びに賞与減額）
- (2) 契約社員 1 名
減給（減給 4 ヶ月間）

この処分にともない、代表取締役社長が報酬の一部 1 ヶ月、管理本部長が給与の一部 1 ヶ月を追加返上しております。

3. 最終処分内容

今回、上記にあります追加処分を決定したことにより、当該従業員 3 名の最終処分は、以下のとおりであります。

- (1) 正社員 2 名
けん責、降格及び減給（減給 12 ヶ月間並びに賞与減額及び支給停止）
- (2) 契約社員 1 名
けん責、減給（減給 4 ヶ月間）及び降給

なお、代表取締役社長は報酬の一部 4 ヶ月、管理本部長が給与の一部 4 ヶ月を返上することとなりました。

4. 処分の方針

上場企業である当社の従業員が、このような不祥事を起こしたという事実を非常に重く受け止めており、当該従業員 3 名の処分につきまして、社内において検討を重ねて参りました。

その結果、課徴金制度の趣旨、労働基準法等も鑑み、けん責・減給・降格（降給）処分とし、あえて当該従業員を当社に残留させ、今回の反省や苦しみを糧に企業の信用回復及び価値増大に率先して尽力する義務を負わせるという、より厳しい処分を課したものと考えております。

また、当社としても当該従業員を残留させる責任において、再発防止に努め、早期の信用回復、企業価値増大に尽力してまいり所存でございます。

5. 再発防止の取り組み

当社は、今回の不正事件の発生を厳粛に受け止め、インサイダー取引未然防止の改善策を実施し、社員教育の徹底を図り、再発防止に努めてまいり所存です。

平成 18 年 1 月 16 日付で「当社のインサイダー取引未然防止の改善策について」を発表し、既に厳正な運用を開始しております。

また、平成 18 年 2 月 1 日付で「コンプライアンス委員会」を設置し、当社及び当社役職員が、法令はもとより社会規範の遵守や企業倫理の確立を図り、社会から信用される企業を目指し取り組んでおります。

以 上